

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）次第

平成29年10月16日（月）午前10時～

場所：区役所第1庁舎2階 入札室

1．開会

2．労働報酬専門部会の報告

平成30年度労働報酬下限額について

3．その他

チェックシート（せたがや文化財団）について

周知用ポスターについて

第3回公契約適正化委員会開催について

4．閉会

事業者の皆様へ

労働条件確認帳票(チェックシート)のご提出のお願い

世田谷区では、平成27年4月1日以降の契約の締結にあたり、事業者の皆様へ、「世田谷区公契約条例」の規定に基づく「労働条件確認帳票(チェックシート)」の提出をお願いしています。

(予定価格が50万円を超える契約のみ。不動産買入れや物件借入れのみの契約は対象外。)

この帳票は、世田谷区の公契約の業務に従事する労働者の賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのものです。事業者の皆様はこの帳票を作成、ご提出いただくことで、公契約において適正な労働条件が確保されていることを事業者様と区がともに確認し合い、労働条件の改善に役立てることを目的としています。

どうか、趣旨をご理解の上、ご提出につきましてよろしくご願ひいたします。

【提出方法】

契約書一式のご提出の際に、「労働条件確認帳票(チェックシート)」の様式(第1号様式)にご記入・押印いただいたもの1通を、一緒にご提出ください。

契約1件につき1通で、複数の案件を受注された場合も、契約案件ごとにご提出ください。

記入例は、裏面をご参照ください。また、様式は、別添の用紙又は区のホームページからダウンロードしたもののいずれをお使いいただいても結構です。

【作成要領・注意事項】

- 1 様式は、必要に応じて改定されることがありますので、必ず最新の様式により作成してください。最新の様式は、契約案件ごとに世田谷区からお渡しするもののほか、世田谷区のホームページでも入手できます。
- 2 各設問は、本件契約の業務に従事する労働者(従事者)について記入してください。
- 3 「提出者(受注者)」の名義・印等は、原則的に契約書に記載の名義・印等と同じとしてください。
- 4 「従事者数」は、使用する労働者のうち、本件契約業務の従事者の人数を記入してください。従事者の人数を特定するのが難しい場合は、使用する労働者全員の人数としてください。
- 5 「確認結果」の全項目の該当するものを で囲んでください。金額や職種等を記入する項目についても、それぞれ記入してください。
- 6 「技能労働者」の該当職種は、様式の裏面下段に記載した表のとおりです。職種の定義については、国土交通省ホームページを参照してください。
- 7 記載に不備・不明点があったときは補正や補足説明、追加資料をお願いする場合があります。

【提出帳票の閲覧について】

ご提出いただいた帳票は、提出先の契約担当窓口において、労働者・区民等への閲覧に供させていただきます。事業者の皆様もご覧になれます。

【お問い合わせ先】

世田谷区 財務部 経理課 契約係 TEL: 03-5432-2145 ~ 2152 FAX: 03-5432-3046
世田谷区教育委員会事務局 教育総務課 経理係 TEL: 03-5432-2655 ~ 2656 FAX: 03-5432-3028

記入例

世田谷区長 あて

労働条件確認帳票（チェックシート）

世田谷区公契約条例第5条第6項に基づき本票を提出します。

本件契約に係る業務に従事する労働者（以下「従事者」）の労働条件は、下記及び裏面のとおりです。

提出者（受注者）

所在地 (ふりがな)	東京都世田谷区 1-1-1 せたがや
名称	株式会社 世田谷
代表者	代表取締役
担当者 ・連絡先	課 03- -

契約印
と同じ
印

契約件名	平成 年度 業務委託（単価契約）			
契約番号	28世 契委公 第 号	労働報酬下限額 適用の有無（ ）	あり ・ なし	
従事者数	(従事者の総数) 4人	(うち正社員) 2人	(うちパート・アルバイト) 1人	(うち左記以外の従事者) 種別(派遣社員) 1人

労働報酬下限額の適用契約の場合、入札公告や契約書作成依頼等の際に区から告知されます。

	確認内容	確認結果
1 総則	以下、「基準法」は労働基準法を、「基準規則」は労働基準法施行規則をいいます。	
	従事者に係る雇用契約等の労働条件は、関係法令に基づき適正な内容である。	はい・いいえ
	従事者に対し、基準法及び基準規則で定める労働条件（労働時間、賃金など）を書面で明示する。【基準法第15条、基準規則第5条関係】	はい・いいえ
2 就業規則	常時10人以上の労働者を使用する使用者に限ります。	
	従事者に係る就業規則を基準法の定めに基づき作成し、労働基準監督署に届け出ている。内容を変更した場合も同様である。【基準法第89条関係】	はい・いいえ 対象外
	就業規則を従事者のすべてに周知する。	はい・いいえ 対象外
3 労使協定		
	36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法第36条関係】	はい・いいえ
	36協定を含め労使協定の締結・運用は適正である。【基準法第36条関係】	はい・いいえ
4 安全衛生	以下、「安全法」は労働安全衛生法を、「安全規則」は労働安全衛生規則をいいます。	
	常時使用する従事者に対し、1年に1回、医師による定期健康診断を実施し、その結果を通知する。【安全法第66条、安全規則第44条関係】	はい・いいえ
	常時50人以上の労働者を使用している場合、安全管理者及び衛生管理者を設置し、産業医を選任する。（安全管理者は、建設業、運送業、清掃業、商品卸売業など労働安全衛生法施行令第2条第1～2号の業種に限る。） 常時10人以上50人未満の労働者を使用している場合、安全衛生推進者を設置する。（安全管理者対象業種以外の業種の場合は、衛生推進者。） 【安全法第11～13条関係】	はい・いいえ 対象外
	従事者に対し、業務に関する安全・衛生のための教育を行う。【安全法第59条、安全規則第35条関係】	はい・いいえ
5 労働時間管理		
	従事者の労働時間を把握し、適正に記録・管理する。【基準法第32～34条関係】	はい・いいえ
	休日・有給休暇の付与及び時間外勤務について適正に運用・管理する。【基準法第35～39条関係】	はい・いいえ

（裏面へ続く）

6 賃金	
賃金は、従事者に通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払う。【基準法第24条、基準規則第7条の2関係】	はい・いいえ
時間外・休日・深夜における従事者の労働について、割増賃金を適正に支払う。【基準法第37条関係】	はい・いいえ
労働報酬下限額が適用される契約の場合 従事者の賃金は、世田谷区長が告示した労働報酬下限額以上の額に基づき支払う。【世田谷区公契約条例第4条第3項第1号、第5条第2項関係】 労働報酬下限額が適用されない契約の場合 従事者の賃金は、最低賃金法に定める最低賃金額以上の額に基づき支払う。	はい・いいえ
従事者に技能労働者が含まれる場合、当該技能労働者の賃金は、次のとおりである。 労働報酬下限額が適用される契約の場合 の労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う。【世田谷区公契約条例第4条第3項第1号、第5条第2項関係】 労働報酬下限額が適用されない契約の場合 国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う。	はい・いいえ 対象外
従事者の賃金1時間あたりの単価の最低額及びその職種は、右のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">時給制でない日給制・月給制等の場合も、基本給を1時間あたりに割り戻した時間単価の最低額をご記入ください。</div>	1,020円/時間 職種： <u>事務</u>
7 各種保険	
従事者の社会保険（健康保険法による健康保険、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険、雇用保険法による雇用保険等）について、加入手続き及び官公署への届出を適正に行う。	はい・いいえ
8 法定帳簿の整備等	
従事者に係る労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書、労働者災害補償に関する書類を関係法令に基づき適正に整備し、管理する。	はい・いいえ
9 下請負者への要請等	
本件契約に係る業務の下請負者がある場合、当該下請負者の従事者の適正な労働条件の確保について当該下請負者に要請等を行う。	はい・いいえ 対象外

【特記事項】（ 確認結果が「いいえ」の場合、その理由及び改善予定等をここに記入してください。）

【作成要領・注意事項】

- この様式は、必要に応じ改定されることがありますので、必ず最新の様式により作成してください。最新の様式は、契約案件ごとに世田谷区からお渡しするもののほか、世田谷区のホームページでも入手できます。
- 「提出者（受注者）」の名義・印等は、原則的に契約書に記載の名義・印等と同じとしてください。
- 「従事者数」は、使用する労働者のうち、従事者（本件契約に係る業務に従事する労働者）の人数を記入してください。従事者の人数を特定するのが難しい場合は、使用する労働者全員の人数としてください。
- 「確認結果」の全項目の該当するものを で囲んでください。には金額及びその職種を記入してください。
- の「労働報酬下限額」の告示については、世田谷区のホームページの「契約・入札情報」からご覧ください。
- の「技能労働者」の該当職種は、下表のとおりです。職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

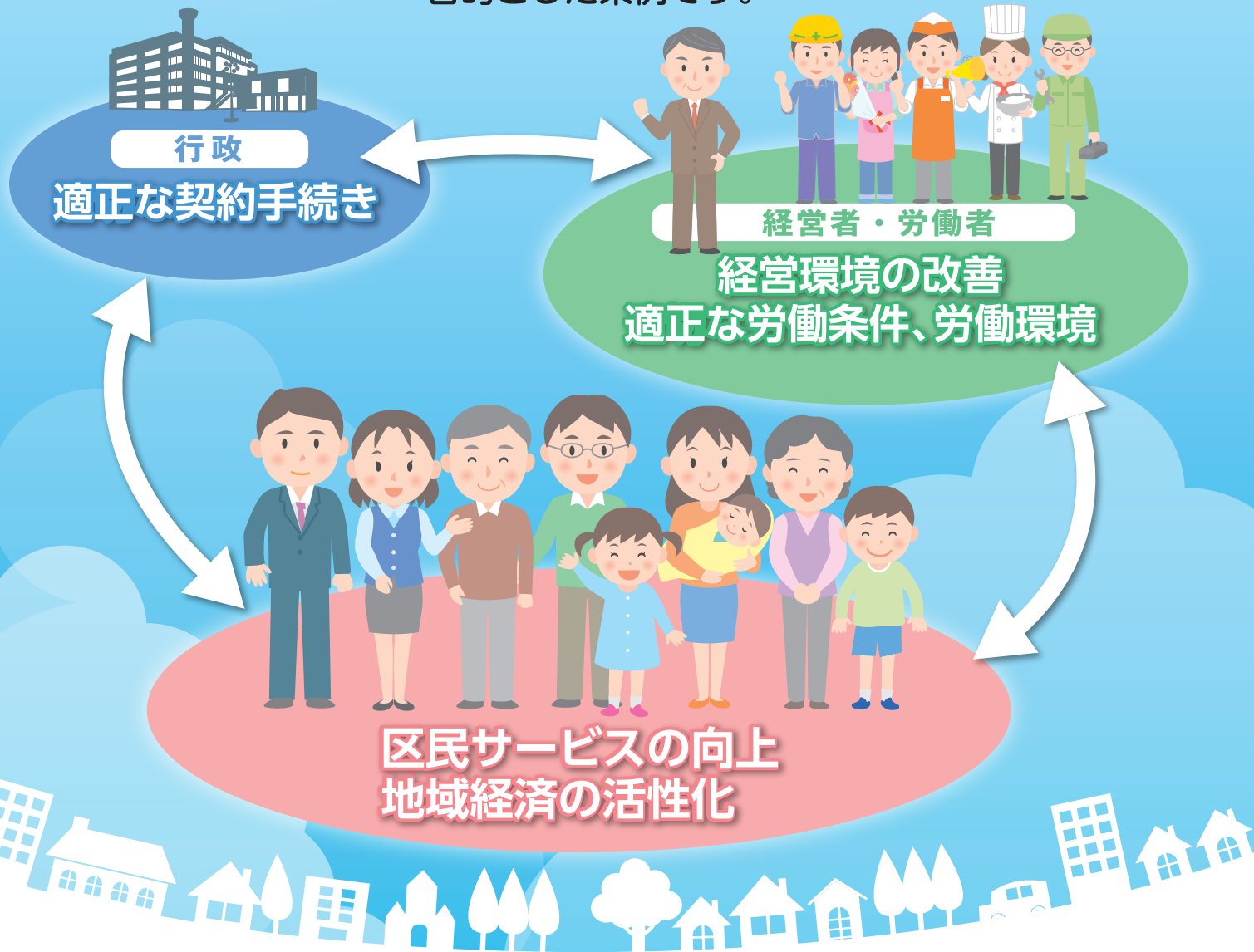
【参考】技能労働者 職種一覧

01 特殊作業員	14 運転手（特殊）	27 普通船員	40 タイル工
02 普通作業員	15 運転手（一般）	28 潜水士	41 サッシ工
03 軽作業員	16 潜かん工	29 潜水連絡員	42 屋根ふき工
04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工
05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラス工
06 とび工	19 トンネル特殊工	32 軌道工	45 建具工
07 石工	20 トンネル作業員	33 型わく工	46 ダクト工
08 ブロック工	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工
09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロック工
10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工
11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつり工	50 交通誘導員 A
12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導員 B
13 溶接工	26 高級船員	39 板金工	

区民福祉の向上を目指して

公契約条例

公契約条例は適正な入札等の手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善などを目的とした条例です。



世田谷区公契約条例には、**労働報酬下限額**が定められています

対象は

予定価格**3000万円以上(工事)**の契約

予定価格**2000万円以上(委託・指定管理など)**の契約

労働報酬下限額とは？

事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。

お問い合わせ

公契約条例、労働報酬下限額について詳しくはホームページで！

世田谷区財務部経理課公契約担当
☎03-5432-2965 / FAX03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。